

# 令和5年度 法人税関係法令の改正の概要

国税庁

法人番号: 7000012050002

電子帳簿等保存制度を利用することで、  
次のような方法で経理のデジタル化が可能です

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法

検索

